
令和 7 年 第142回（定例）新 温 泉 町 議 会 会 議 録（第 4 日）

令和 7 年12月22日（月曜日）

議事日程（第 4 号）

令和 7 年12月22日 午前 9 時開議

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | 諸報告 | |
| 日程第 2 | 議案第76号 | 新温泉町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 3 | 議案第77号 | 新温泉町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について |
| 日程第 4 | 議案第78号 | 新温泉町職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第79号 | 新温泉町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第80号 | 新温泉町情報放送施設条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第81号 | 新温泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第82号 | 新温泉町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第83号 | 町道千原岸田線楠谷橋修繕工事請負契約の締結について |
| 日程第10 | 議案第84号 | 町道二日市久斗線対田橋修繕工事請負契約の締結について |
| 日程第11 | 議案第85号 | 損害賠償の額の決定について |
| 日程第12 | 議案第86号 | 令和 7 年度新温泉町一般会計補正予算（第 5 号）について |
| 日程第13 | 議案第87号 | 令和 7 年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について |
| 日程第14 | 議案第88号 | 令和 7 年度新温泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について |
| 日程第15 | 議案第89号 | 令和 7 年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について |
| 日程第16 | 議案第90号 | 令和 7 年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第 2 号）について |
| 日程第17 | 議案第91号 | 令和 7 年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計補正予算（第 2 号）について |
| 日程第18 | 議案第92号 | 令和 7 年度新温泉町水道事業会計補正予算（第 2 号）について |
| 日程第19 | 議案第93号 | 令和 7 年度新温泉町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について |
| 日程第20 | 議案第94号 | 令和 7 年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第 2 号）について |

ついて

- 日程第21 議案第95号 令和7年度新温泉町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第22 議案第96号 教育委員会委員の任命同意について
- 日程第23 請願第4号 大庭認定こども園園舎耐震補強・改修の早期整備の請願について
（民生教育常任委員会委員長報告）
- 日程第24 意見書案第3号 JRローカル線の維持に向けた国の積極的関与と支援措置を
求める意見書の提出について
- 日程第25 議員派遣について
- 日程第26 委員会の閉会中における所管事務調査の申出について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 諸報告
- 日程第2 議案第76号 新温泉町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第77号 新温泉町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第78号 新温泉町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第79号 新温泉町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第80号 新温泉町情報放送施設条例の制定について
- 日程第7 議案第81号 新温泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- 日程第8 議案第82号 新温泉町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第9 議案第83号 町道千原岸田線楠谷橋修繕工事請負契約の締結について
- 日程第10 議案第84号 町道二日市久斗線対田橋修繕工事請負契約の締結について
- 日程第11 議案第85号 損害賠償の額の決定について
- 日程第12 議案第86号 令和7年度新温泉町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第13 議案第87号 令和7年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第14 議案第88号 令和7年度新温泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第15 議案第89号 令和7年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第16 議案第90号 令和7年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第2号）について

- 日程第17 議案第91号 令和7年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第18 議案第92号 令和7年度新温泉町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第19 議案第93号 令和7年度新温泉町下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第20 議案第94号 令和7年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第21 議案第95号 令和7年度新温泉町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第22 議案第96号 教育委員会委員の任命同意について
- 日程第23 請願第4号 大庭認定こども園園舎耐震補強・改修の早期整備の請願について（民生教育常任委員会委員長報告）
- 日程第24 意見書案第3号 JRローカル線の維持に向けた国の積極的関与と支援措置を求める意見書の提出について
- 日程第25 議員派遣について
- 日程第26 委員会の閉会中における所管事務調査の申出について

出席議員（14名）

1 番	中 村	茂君	2 番	寺 谷	英 一君
3 番	松 岡	佑 子君	4 番	岡	明 彦君
5 番	田 村	綱 正君	6 番	岡 坂	遼 太君
7 番	澤 田	俊 之君	8 番	森 田	善 幸君
9 番	浜 田	直 子君	10 番	河 越	忠 志君
11 番	中 井	次 郎君	12 番	谷 口	功君
13 番	小 林	俊 之君	14 番	池 田	宜 広君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 島 木 正 和君 書記 中 家 亨君

説明のため出席した者の職氏名

町長	西 村 銀 三君	副町長	西 村	徹君
教育長	森 田 篤 志君	温泉総合支所長	小 谷	豊君
牧場公園園長	廣 瀬 泰 徳君	総務課長	中 井 勇 人君	
企画課長	西 脇 一 行君	税務課長	石 原 通 孝君	

町民安全課長	村 尾 国 治君	健康課長	島 田 秀 則君
福祉課長	松 本 晃君	商工観光課長	谷 口 薫君
農林水産課長	原 憲 一君	建設課長	森 田 忠 浩君
上下水道課長	谷 岡 文 彦君	浜坂病院事務長	松 岡 宏 典君
介護老人保健施設ささゆり事務長	中 島 昌 彦君	会計管理者	山 本 幸 治君
こども教育課長	朝 野 繁君	生涯教育課長	中 尾 良 平君
調整担当	谷 口 修 一君	代表監査委員	島 田 信 夫君

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（池田 宜広君） 皆さん、おはようございます。

第 1 4 2 回新温泉町議会定例会 4 日目の会議を開催するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、御多用のところ御参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

休会中に各常任委員会が開かれ、それぞれ所管事務調査が行われましたので、本日はその結果の報告、提出議案であります条例改正案、事件案、令和 7 年度一般会計、特別会計及び公営企業会計補正予算案を中心に議事を進めてまいりたいと存じます。

議員各位におかれましては、諸般の議事運営に御協力を賜り、適切妥当な議決が得られますようお願いを申し上げ、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員は 1 4 名で、定足数に達しておりますので、第 1 4 2 回新温泉町議会定例会 4 日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第 1 諸報告

○議長（池田 宜広君） 日程第 1、諸報告に入ります。

まず、議長から報告をいたします。

去る令和 7 年 1 2 月 1 2 日の会議以来、それぞれの会合に出席をしておりますが、別紙の議会対外的活動報告を見ていただくことで省略をいたします。

次に、議会運営委員会が令和 7 年 1 2 月 1 2 日に開かれておりますので、委員長から報告をお願いします。

森田委員長。

○議会運営委員会委員長（森田 善幸君） おはようございます。

それでは、議会運営委員会の報告をさせていただきます。

委員会の開催日時は、令和 7 年 1 2 月 1 2 日、全員協議会終了後であります。

協議事項は 4 点ありました。1 点目は、第 1 4 2 回新温泉町議会定例会提出議案議事運営についてであります。町長より、一般会計補正予算（第 6 号）及び教育委員会委員の任命同意の 2 議案が追加議案として提出され、本日 2 2 日に審議いたします。

2点目は、人事案件の採決方法であります。多数決により無記名投票と決定いたしました。

3点目は、意見書の提出についてです。内容は、事前の全員協議会で協議したとおり、JRローカル線の維持に向けた国の積極的関与と支援措置を求める意見書の提出についてであります。

4点目は、閉会中の継続審査の申出についてであり、3点を議長に申し出いたしました。内容については、委員会資料を御清覧ください。

以上で議会運営委員会報告を終わります。

○議長（池田 宜広君） 森田委員長、ありがとうございました。

次に、休会中の所管事務調査として、各常任委員会が開催をされておりますので、それぞれ委員長から報告をお願いします。

初めに、総務産建常任委員会が令和7年12月16日に開かれておりますので、委員長から報告をお願いします。

澤田委員長。

○総務産建常任委員会委員長（澤田 俊之君） 総務産建常任委員会の報告をいたします。

令和7年12月16日開催、牧場公園課、農林水産課、建設課、税務課、商工観光課、企画課、総務課、議会事務局の所管事務調査を行いました。

牧場公園課は報告事項7件です。1、来園者の状況、2、動物の飼育状況、3、緑地健康増進施設テニスコートの利用状況、4、農産物加工室の利用状況、5、来園者の受入れ状況、6、博物館の入館者数、7、その他として、むしとり合宿、竹灯籠作り、夏休み但馬牛講座、いどうこんちゅうかん、オータムフェア、但馬牛食育授業、新聞での牧場公園関連記事の掲載実績、SNSでの情報発信実績です。詳細については委員会資料を御清覧ください。協議事項は1件です。令和7年度新温泉町一般会計補正予算（第5号）については、委員会として了承しました。

農林水産課は報告事項1件です。二日市ふれあいセンターの譲渡手続についてです。詳細は委員会資料を御清覧ください。協議事項は1件です。令和7年度新温泉町一般会計補正予算（第5号）については、委員会として了承しました。

建設課は協議事項4件です。1、町道千原岸田線楠谷橋修繕工事請負契約の締結について、2、町道久斗線対田橋修繕工事請負契約の締結について、3、令和7年度新温泉町一般会計補正予算（第5号）について、4、令和7年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第2号）については、いずれも委員会として了承しました。

税務課は報告事項1件です。令和7年度町税等徴収実績についてです。詳細は委員会資料を御清覧ください。協議事項は1件です。令和7年度新温泉町一般会計補正予算（第5号）については、委員会として了承しました。

商工観光課は報告事項2件です。1、旧浜坂高等学校温泉校に係るサウンディング型市場調査結果と今後の方針について、2、クラウドファンディング型ふるさと納税の募

集結果についてです。詳細は委員会資料を御清覧ください。協議事項は1件です。令和7年度新温泉町一般会計補正予算（第5号）については、委員会として了承しました。

企画課は報告事項3件です。1、第2次新温泉町総合計画後期基本計画の令和6年度実績について、2、新温泉町町制20周年記念式典の開催について、3、自治会アプリについてです。詳細については委員会資料を御清覧ください。協議事項は2件です。1、新温泉町情報放送施設条例の制定については、新温泉町ケーブルテレビジョン整備運営事業の実施に伴い制定するものです。賛成5名、反対1名で、賛成多数で委員会として了承しました。2、令和7年度新温泉町一般会計補正予算（第5号）については、委員会として了承しました。

総務課は報告事項1件です。新温泉町財政計画についてです。詳細については委員会資料を御清覧ください。協議事項は5件です。1、新温泉町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、賛成5名、反対1名で、賛成多数で委員会として了承しました。2、新温泉町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正については、賛成5名、反対1名で、賛成多数で委員会として了承しました。3、新温泉町職員の給与に関する条例の一部改正について、4、新温泉町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、5、令和7年度新温泉町一般会計補正予算（第5号）については、いずれも委員会として了承しました。

議会事務局は協議事項1件です。令和7年度新温泉町一般会計補正予算（第5号）については、委員会として了承しました。

次に、要望書です。令和8年度新温泉町商工会並びに中小企業振興政策に係る要望については、当局に対し適切な対応を要請することとしました。

閉会中の継続調査を10件について議長に申し出ることとしました。

以上、総務産建常任委員会の報告といたします。

○議長（池田 宜広君） 委員長の報告は終わりました。

委員長報告のうち、協議事項について質疑がございましたらお願いをいたします。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） ないですね。委員長、御苦労さまでした。

澤田委員長、御苦労さまでした。

次に、民生教育常任委員会が令和7年12月17日に開かれておりますので、委員長から報告をお願いいたします。

中井委員長。

○民生教育常任委員会委員長（中井 次郎君） それでは、民生教育常任委員会の報告をいたします。

開催日につきましては、令和7年12月17日でございます。

次に、調査内容であります、(1)公立浜坂病院、介護老人保健施設ささゆり、町民安

全課、健康課、福祉課、こども教育課、生涯教育課、上下水道課に係る所管事務調査であります。(2)として、請願の審査について。(3)は閉会中の継続調査についてでございます。

それでは、所管事務調査について御報告をさせていただきます。

公立浜坂病院、介護老人保健施設ささゆり、報告事項1件であります。公立浜坂病院の体制変更についてであります。次に、協議事項につきましては1件であります。令和7年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算(第2号)について、全員了承いたしました。

次に、町民安全課であります。報告事項2件、(1)新温泉町消防団協力事業所表示制度実施要綱の制定について。次に、ごみ収集業務の変更について。詳細につきましては委員会資料を御清覧をお願いいたします。次に、協議事項は2件ございました。最初に、損害賠償の額の決定について、全員了承いたしました。(2)令和7年度新温泉町一般会計補正予算(第5号)について、全員了承いたしました。

次に、健康課であります。協議事項は3件であります。(1)令和7年度新温泉町一般会計補正予算(第5号)について、全員了承いたしました。次に、(2)として、令和7年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についてであります。全員了承いたしました。次に、(3)であります。令和7年度新温泉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてであります。全員了承いたしました。

次に、福祉課であります。協議事項3件のみであります。(1)令和7年度新温泉町一般会計補正予算(第5号)についてであります。全員了承いたしました。(2)として、令和7年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)についてであります。全員了承いたしました。(3)令和7年度新温泉町一般会計補正予算(第6号)についてであります。物価高騰対応子育て応援手当の支給についてであります。全員了承いたしました。

次に、こども教育課であります。報告事項1件、令和7年度学校給食異物混入状況について。詳しくは委員会資料を閲覧をお願いします。協議事項3件ございました。(1)新温泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてであります。全員了承いたしました。(2)として、新温泉町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。全員了承いたしました。(3)令和7年度新温泉町一般会計補正予算(第5号)についてであります。全員了承いたしました。

次に、生涯教育課であります。報告事項1件、(1)令和8年(2026年)新温泉町二十歳のつどい実施概要についてであります。詳しくは委員会資料を御清覧ください。協議事項1件のみであります。令和7年度新温泉町一般会計補正予算(第5号)について、全員了承いたしました。

次に、上下水道課であります。報告事項2件、1件目は、水質基準(有機フッ素化合物)に関する法令改正について、(2)新温泉町水道事業・下水道事業広報戦略について、

詳しくは委員会資料を御清覧をお願いいたします。次に、協議事項3件ございます。令和7年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計補正予算（第2号）についてであります。全員了承いたしました。令和7年度新温泉町水道事業会計補正予算（第2号）について、全員了承いたしました。(3)令和7年度新温泉町下水道事業会計補正予算（第2号）について、全員了承いたしました。

次に、請願の審査についてであります。大庭認定こども園園舎耐震補強・改修の早期整備の請願について、全員了承で採択することに決定いたしました。

最後に、閉会中の継続調査であります。閉会中の継続調査申出書のとおり、9件について議長に申し出ることといたしました。以上です。

○議長（池田 宜広君） 委員長の報告は終わりました。

委員長報告のうち、協議事項について質疑があればお願いをいたします。

13番、小林俊之君。

○議員（13番 小林 俊之君） 請願の審査についてお尋ねいたします。請願の提出者の方は地域住民の方ではないようですが、そのことについて御意見がございましたか。

もう1点は、そのほかどのような意見がございましたか。以上です。

○議長（池田 宜広君） 中井委員長。

○民生教育常任委員会委員長（中井 次郎君） それでは、お答えいたします。提出者の代表の方は、保護者会の会長でございます。

それから、もう一つ、そのほかの請願の審査においてどのような意見が出たかということですが、それは後ほど詳しく説明をさせていただきます。そういう機会が今回ございますので。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 13番、小林俊之君。

○議員（13番 小林 俊之君） 提出者の方は保護者会長だということは分かってるんですけども、地域、地域という声がよく出るんですけども、その方は地域住民の方ではないですねということの意見がありましたかということですから、ないというように理解したらいいですね。

そのほかのことについては、請願の最後の審査のときに協議する時間があるという具合に理解したらいいですか。

○議長（池田 宜広君） 中井委員長。

○民生教育常任委員会委員長（中井 次郎君） はい、そのとおりです。

○議長（池田 宜広君） そのほかございませんか。ございませんね。

〔質疑なし〕

○議長（池田 宜広君） 中井委員長、御苦労さまでした。

これをもって質疑を終わります。

中井委員長、ありがとうございました。

以上で諸報告を終わります。

日程第 2 議案第 7 6 号

○議長（池田 宜広君） 日程第 2、議案第 7 6 号、新温泉町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、令和 7 年 8 月 7 日の人事院勧告に鑑み、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、総務課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） それでは、議案第 7 6 号、新温泉町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを御説明いたします。説明の都合上、審議資料の 2 ページを御覧いただきたいと思います。

人事院による給与勧告の概要について御説明いたします。この概要につきましては、本議案第 7 6 号、次の議案第 7 7 号と議案第 7 8 号に関係する内容になりますので、この後の議案の概要も併せて説明いたします。

勧告の内容としましては、月例給では、民間給与との格差が 1 万 5,014 円、率にして 3.62% となっており、この格差を解消するため、俸給の引上げが行われます。特に初任給については、採用市場での競争力を高めるため大幅な引上げが実施されます。例えば一般職高卒では、1 万 2,300 円増の 20 万 300 円となります。次に、ボーナス、すなわち期末勤勉手当についてです。民間の支給割合に合わせ、年間支給月数が現行の 4.60 月から 4.65 月に引き上げられます。期末手当と勤勉手当の支給月数をともに 0.025 月分ずつ均等に配分するもので、表の部分、令和 7 年度につきましては、12 月期で期末手当、現行 1.25 月を 1.275 月に、勤勉手当 1.05 月を 1.075 月になります。令和 8 年度以降につきましては、6 月期、12 月期が均等になるよう期末手当は 1.2625 月、勤勉手当は 1.0625 月となります。

次のページ、3 ページは官民給与の比較方法の見直しについて、次のページ、4 ページでは、本府省業務調整手当の見直しなどについて記載されておりますが、説明は省略させていただきます、次のページ、5 ページ、ポイント④を御覧ください。その他としまして、通勤手当の見直しが行われ、距離区分の上限が 100 キロメートル以上に拡大されるほか、現行の距離区分についても 200 円から 7,100 円の幅で引き上げられます。なお、駐車場利用に対する手当も新設されますが、本町におきましては、職員駐車場を確保していることから、対応しないことで職員組合と合意しております。宿日直手当は、勤務 1 回当たりの手当額が職員はプラス 300 円、医師はプラス 1,500 円となります。地域手当については、令和 7 年度からの段階的な見直しにより、現行 2% が令和 8 年度からは 4% となります。実施時期につきましては、月例給とボーナス、また、現行区分

の通勤手当並びに宿日直手当は令和7年4月1日に遡及適用し、それ以外の諸手当等は一部を除き令和8年4月1日からの施行となります。

それでは、1ページに戻っていただきまして、条例の新旧対照表を御覧ください。左側が現行、右側が改正案です。施行時期が異なるため、2条立てでの改正をいたします。まず、第1条関係として、条例第5条第2項に期末手当の支給割合が規定されており、下線部分が改正箇所になります。第2項第1号から第4号まで期末手当支給基準日以前6か月以内の在職期間に応じた期末手当の支給割合を規定しております。第1号が全期間在職した場合の支給割合で、100分の225を0.05月分引き上げて100分の230に改め、以下第2号から第4号までは、各号に記載の在職期間に応じて、順に0.8、0.6、0.3を全期間在職した場合の支給割合に乗じたものになります。

次に、第2条関係として、令和8年度以降について、6月と12月が均等になるよう、在職期間に応じて改正を行います。第1号では100分の230を100分の227.5に、以下第2号から第4号までは、第1条関係と同様に在職期間に応じて支給割合を乗じたものになります。

それでは、議案の条例本文に戻っていただきまして、附則を御覧ください。附則第1条第1項では、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。第2項では、第1条の規定による改正後の期末手当の規定は令和7年12月1日から適用する。第2条では、支給済みの期末手当は、改正後の期末手当の内払いとみなすと定めております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） ございませんね。

これで質疑を終結します。質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

12番、谷口功君。

○議員（12番 谷口 功君） では、議案第76号、新温泉町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について反対討論を行います。

第1に、議員報酬、費用弁償及び期末手当などの支給については、国家公務員の給与改定に関する人事院勧告と連動しているものではありません。

第2に、地方自治法第203条に明確に規定されているとおり、議員報酬及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならないと規定されています。したがって、新温泉町特別職報酬等審議会の意見を聞かなければならないにもかかわらず、審議会は開かれておりません。

第3に、異常な物価高に苦しむ町民への対策は後回しで、議員や常勤の特別職の期末手当の引上げは、お手盛りの批判は免れないものと考えます。

以上、3点を述べ、反対討論といたします。

○議長（池田 宜広君） 次に、本案に対し賛成者の発言を許可します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） これで討論を終わります。

これから本案を採決いたします。

採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田 宜広君） 起立12名であります。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

日程第3 議案第77号

○議長（池田 宜広君） 日程第3、議案第77号、新温泉町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、令和7年8月7日の人事院勧告に鑑み、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、総務課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） それでは、議案第77号、新温泉町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について御説明いたします。説明の都合上、審議資料6ページを御覧ください。

先ほどの議会議員と同様になります。条例の新旧対照表です。先ほどと同様に2条立ての改正となっております。まず、第1条関係としまして、条例第4条第3項に期末手当の支給割合を規定しており、下線部分が改正箇所になります。同項第1号から第4号までは、期末手当支給基準日以前6か月以内の在職期間に応じた期末手当の支給割合を規定しております。第1号は、全期間在職した場合の支給割合で100分の225を0.05月分引き上げて100分の230に改め、以下第2号から第4号までは各号に記載の在職期間に応じて、順に0.8、0.6、0.3を全期間在職した場合の支給割合に乗じたものになります。

次に、第2条関係としまして、令和8年度以降について6月と12月が均等になるよう、在職期間に応じて改正を行います。第1号では100分の230を100分の227.5に、以下第2号から第4号までは、第1条関係と同様に在職期間に応じて支給割合を乗じたものになります。

それでは、議案の条例本文に戻っていただき、附則を御覧ください。附則第1条第1

項では、この条例は公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。第 2 項では、第 1 条の規定による改正後の期末手当の規定は、令和 7 年 1 2 月 1 日から適用する。第 2 条では、支給済みの期末手当は改正後の期末手当の内払いとみなすと定めております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） ごございませんね。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

1 2 番、谷口功君。

○議員（12番 谷口 功君） それでは、議案第 7 7 号、新温泉町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について反対討論を行います。

地方公務員の給与は、給与条例主義が取られています。したがって、地方自治法第 2 0 3 条第 4 項及び第 2 0 4 条第 3 項において、報酬、給料、手当の額並びにその支給方法は条例で定めなければならないと規定し、第 2 0 4 条の 2 項でいかなる給与、その他の給付も法律またはこれに基づく条例に基づかずには職員に支給してはならないと定められています。また、地方公務員法においても、第 2 4 条 5 項で職員の給与、勤務時間、その他勤務条件は条例で定めることとし、これに基づかずには、いかなる金銭または有価物も職員に支給してはならないと定められています。したがって、新温泉町特別職報酬等審議会に諮り、条例改定されるべきものであります。また、町として、物価高騰対策も示さず、自らの手当を引き上げるなら厳しい批判を受けることは避けられないものと考えます。

以上、反対討論といたします。

○議長（池田 宜広君） 次に、本案に対し賛成者の発言を許可します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） ごございませんね。

これで討論を終わります。

これから本案を採決をいたします。

採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田 宜広君） 起立 1 2 名であります。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

○議長（池田 宜広君） 日程第４、議案第７８号、新温泉町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、令和７年８月７日の人事院勧告に鑑み、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、総務課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） それでは、議案第７８号、新温泉町職員の給与に関する条例の一部改正について御説明いたします。説明の都合上、審議資料７ページ、条例の新旧対照表を御覧ください。

概要につきましては、先ほど説明したとおりでございます。まず、第１条関係としまして、第１７条、通勤手当について、第２項第２号ウ、現行７,１００円を７,３００円に、以下、距離区分に応じて下線部分のとおり改めております。

次のページを御覧いただき、第２４条、宿日直手当では、現行４,４００円を４,７００円に、以下、下線部分のとおり改めます。

次に、条例第２７条第２項、期末手当の額について。下線部分、現行１００分の１２５を１２月支給分０.０２５月分を引き上げて１００分の１２７.５に改め、次のページ、第３項では、定年前再任用短時間勤務職員について、１００分の７０を１００分の７２.５に改めます。

期末手当につきましても、第２８条第２項第１号で定年前再任用短時間勤務職員以外の職員について、１２月支給分１００分の１０５を０.０２５月分引き上げて１００分の１０７.５に、第２号では、定年前再任用短時間勤務職員について、１００分の５０を０.０２５分引き上げて１００分の５２.５に改めます。

次に、別表第１、行政職の給料表について。以下１４ページでは、別表第２、医療職（Ⅰ）給料表、進んでいただき、１７ページでは、別表第３、医療職（Ⅱ）給料表、進んでいただきまして、２１ページでは、別表第４、医療職（Ⅲ）給料表について、給与改定の内容に基づき改正をいたします。

次に、２８ページを御覧ください。第２条関係として、令和８年度以降の内容についての新旧対照表です。第１７条、通勤手当について、２９ページで改正案、片道６０キロメートル以上である職員の場合は６万６,４００円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて人事院規則で定める額としております。第２７条、期末手当、第２８条、勤勉手当は、３０ページ、６月期と１２月期が均等になるよう、それぞれ下線部分のとおり改めます。

次に、附則による改正としまして、新温泉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正いたします。条例の新旧対照表を御覧いただき、現行３１条を

第 3 2 条とし、第 3 0 条の次に第 3 1 条として、改正案、給与改定の実施時期等の取扱いを追加しております。これまでは職員の給与条例の改正に伴い、遡及適用する場合はその都度附則で同様に改正する規定を追加しておりましたが、今回、条例本文に規定することにより、職員の給与条例の改正をした場合には、会計年度任用職員の給与にも実施時期が連動するよう規定するものです。

それでは、議案の条例本文に戻っていただきまして、タブレットの 2 2 ページを御覧ください。附則です。附則第 1 条第 1 項では、この条例は公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。第 2 項では、第 1 条の規定による改正は令和 7 年 4 月 1 日から適用する。第 2 条では、支給済みの給与は改正後の給与の内払いとみなす。第 3 条は、規則への委任を定めており、第 4 条では、新温泉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、その内容を規定しております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） ごございませんね。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

日程第 5 議案第 7 9 号

○議長（池田 宜広君） 日程第 5、議案第 7 9 号、新温泉町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、令和 6 年 8 月 8 日の人事院勧告に鑑み、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、総務課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） それでは、議案第 7 9 号、新温泉町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について御説明いたします。説明の都合上、審議資料

32 ページ、条例の新旧対照表を御覧ください。

左側が現行、右側が改正案です。現行、第4条の扶養手当について、第1号の配偶者の扶養手当が令和7年度と令和8年度の2年間で段階的に廃止されることに伴い、改正案のとおり第1号を削り、第2号以下を繰り上げるものです。支給については、職員の給与条例の例によるとしていることから、令和8年4月1日以降に支給対象外となる配偶者について条文の整理をするものです。

次に、33 ページを御覧いただき、平成18年3月に改正された附則に地域手当の特例が規定されていますので、条文を削除するものです。

それでは、議案の条例本文に戻っていただき、附則を御覧ください。第1条で施行期日を令和8年4月1日からとし、第2条の平成18年改正条例の一部改正については公布の日から施行し、令和7年4月1日の適用としております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

日程第6 議案第80号

○議長（池田 宜広君） 日程第6、議案第80号、新温泉町情報放送施設条例の制定についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、新温泉町ケーブルテレビジョン整備運營業の実施に伴い、放送法に基づく新温泉町情報放送施設を設置するため、条例の制定を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、温泉総合支所長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 小谷総合支所長。

○温泉総合支所長（小谷 豊君） それでは、議案第80号、新温泉町情報放送施設条例の制定について説明をいたします。

まず、条例制定の経過について説明をさせていただきます。審議資料、タブレットの

３９ページ、表示では３８ページとなっております。審議資料、タブレット３９ページ、表示ページは３８ページです。事業の概要で、概要と下のほうに図がある資料でございます。

(1)事業の概要でございます。新温泉町のケーブルテレビ、夢ネットは、平成１７年に開局して２０年が経過しております。施設の老朽化とより高速な通信基盤の整備が求められる中で、令和３年度にケーブルテレビジョン整備検討委員会を開催し、多角的な視点から整備方法を検証し、整備の方向性を決定をいたしました。その方針に基づき、令和４年度にケーブルテレビジョン整備事業に係る公募型プロポーザルにおいて、ＮＴＴ西日本の提案を受け、整備事業を実施してきました。整備期間は令和５年度から令和７年度です。主な整備内容としまして、ア、インターネット事業は民間事業者のサービスを利用する。イ、自主放送番組をインターネット環境で視聴できる動画配信サービスを導入。ウ、テレビ放送事業は民間事業者のサービスを利用する。エ、自主放送番組及び告知放送は、民間事業者のテレビ放送サービスの帯域を無償利用し配信する。オ、ＩＰ電話・ＩＰ告知サービスは廃止するというものでございます。

次に、(2)申込み状況及び整備状況については、令和７年１１月末現在の状況を記載しております。現時点では、申込総数１,８８０件の全てが令和７年１２月末までに開通予定となっております。

次に、(3)設備の責任範囲については、下に図示しておりますので御覧ください。まず、責任範囲ですが、図の左側からピンク色表示の設備が新温泉町の設備、下側、黄色表示の設備がテレビサービスを行うスカパー社の設備、中央付近の水色表示の設備がＮＴＴ西日本の設備。図右側、住民宅のＧＶ－ＯＮＵから先が住民の設備となっております。新温泉町の設備では、図の左側から町民センターにある自主放送送出装置、ＩＰ変換装置、ＮＴＴ浜坂局舎とＮＴＴ村岡局舎の中に設置した複合装置、右側の住民宅に設置している告知放送端末、以上が新温泉町の管理する設備となります。告知端末は１台を無償貸与とし、事務所や離れなど２台以上を増設する場合は有償での貸与となっております。なお、インターネットサービスについては、さきに説明したとおり、夢ネットのサービス終了に伴い、住民が希望する民間インターネットサービスに自由に加入いただくこととしております。このたびの整備により、夢ネットで行っていたインターネットサービス区域全部でＮＴＴ西日本の通信線を使った高速インターネットサービスが可能となりました。

なお、審議資料、タブレットの３５ページから３６ページに情報放送施設管理規則、タブレットの３７ページから３８ページには、放送番組審議会規則をつけさせていただいております。

それでは、条例本文にお戻りください。タブレットの２７ページです。このたびの提案の条例につきましては、ただいま説明しましたとおり、従前のケーブルテレビの設備と機器、そして、インターネットサービスを民間利用するものとしたものです。

以上のことから、従前の条例で規定していたものから今後も行っていくサービスを整理して、7条で構成する条例を制定するものでございます。

条例の附則を御覧ください。附則の第1項の施行期日でございます。令和8年1月1日から施行するとしております。第2項で旧条例を廃止し、第3項と第4項で経過措置を規定しております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。ございませんね。

1番、中村茂君。

○議員（1番 中村 茂君） やっと条例化ができて、併せて工事が完了してきたと。

そんな現実があると思います。当初、NTT西日本と契約する際に、一番、僕にとっては大きな魅力っていうのは、浜坂地域に延伸すると。それは自主努力ですということ。大きな判断材料だったと私は思ってます。そういう部分で、浜坂地域の延伸に対する計画なのか、そういうものに対するビジョンというか、そういうものっていうのは、会社はどんなふうに示してるかということを改めて確認したいと思います。

○議長（池田 宜広君） 小谷総合支所長。

○温泉総合支所長（小谷 豊君） 事業の関係につきましては、企画課長から答弁をさせていただきます。

○議長（池田 宜広君） 西脇企画課長。

○企画課長（西脇 一行君） ケーブルテレビジョン整備事業につきましては、企画課で担当して実施をしているということで、私のほうで分かる範囲で答弁させていただきます。

浜坂地域延伸に関しては、公募、プロポーザルのところで明確にお話をいただいているわけではございません。あくまで温泉地域のケーブルテレビジョンの整備について、先ほど支所長のほうで説明をしました件を、3年間ということで、遅滞なく実施をするということであります。今後の方向性につきましては、町のほうで方針が定まっているものではございませんし、民間サービスに移行ということでございますので、当然ながらNTTの意向について、今後、NTTの意向を持って示されるというふうに思っております。以上です。

○議長（池田 宜広君） 1番、中村茂君。

○議員（1番 中村 茂君） 確かに民間ベースで行けばいいんだけど、せっかくそういう提案があったそのプロポーザルにおいて、優位となった背景にはそういう部分もあったというふうに私は思ってます。ですから、強くやっぱりその部分を、会社が主になってやるんだけど、やってよということを常に言ってほしい。言わないとなかなか、でも、かなり当時、積極的に浜坂地域をずっと、結果的には全部延伸するような、そういう気配があったような感じがしました。ぜひ定期的に、要求なり請求なりをしてくださ

い。続けてください。以上です。

○議長（池田 宜広君） 西脇企画課長。

○企画課長（西脇 一行君） ケーブルテレビジョン、夢ネット放送以外にもいろいろと情報サービス多重化を図っていくということで、企画課のほう、また、町全体としてしっかりと情報共有、また、情報の出し方、それから、住民の皆さんの声を聞くということをしっかきしていきたいと思います。

○議長（池田 宜広君） そのほかございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（池田 宜広君） ございませんね。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議あり。これから、本案を採決いたします。

採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田 宜広君） 起立 12 名。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

暫時休憩をいたします。

午前 9 時 57 分休憩

午前 10 時 10 分再開

○議長（池田 宜広君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程第 7 議案第 81 号

○議長（池田 宜広君） 日程第 7、議案第 81 号、新温泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、児童福祉法等の一部を改正する法律及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、こども教育課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 朝野こども教育課長。

○こども教育課長（朝野 繁君） それでは、議案第 81 号、新温泉町家庭的保育事業

等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について説明をさせていただきます。説明の都合上、審議資料の４５ページ、タブレットでは４６ページを御覧ください。

一部改正の概要でございます。２の改正する条例でございます。第１条から第３条までに記載の３つの条例でございます。この３つの条例を１つの一部改正条例、改正を行うものでございます。第１条の条例は、町内では実施事業者はございませんが、家庭的保育事業や小規模保育事業などの地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定めている条例でございます。第２条の条例は、町内では認定こども園が該当しますが、特定教育・保育施設の運営に関する基準を定めている条例でございます。第３条の条例は、放課後児童クラブの関係でございます。その設備及び運営に関する基準を定めている条例でございます。いずれも国が定める基準に基づいて条例を制定をしております、このたびも国の基準に基づいて条例の改正を行っているものでございます。

３、改正内容は、表の改正内容に記載の３点でございます。まず、上の行では、家庭的保育事業等の職員等による児童の虐待に関する通報義務等の創設により、児童福祉法第３３条の１０に第２項及び第３項が加えられ、同条の引用を第３３条の１０第１項に改める改正でございます。次の行は、国の認定を受けた都道府県等においてのみ保育士と同様の業務を行うことができる資格制度の創設により、保育士の資格に言及する規定に地域限定保育士を併記する改正でございます。次の行は、利用乳幼児に対する健康診断の全部または一部を行わないことができる場合を追加する改正で、新たに母子保健法に基づく乳幼児健診が行われた場合を追加するものでございます。各条例の改正に係る改正規定につきましては、表の右側に記載のとおりでございます。その他文言の修正も行っております。

４の施行期日は公布の日でございます。

３９ページを御覧ください。条例の新旧対照表でございます。表の左側が現行、右側が改正案となっております。４２ページまでが第１条関係、４３ページが第２条関係、４４ページが第３条関係でございます。それぞれ先ほどの一部改正の概要の表の改正内容ごとに記載をしていた条文を改正をしているところでございます。

それでは、議案の条例本文を御覧ください。タブレットの３１ページでございます。附則でございます。この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

１２番、谷口功君。

○議員（１２番 谷口 功君） まず、この条例に虐待防止を記載しなければならないという社会のありようについてどのようにお考えでしょうか。所見をお聞かせいただきたいと思います。

それから、地域限定保育士というのは、そもそもどういうものかという御説明をいただきたいと思います。

○議長（池田 宜広君） 朝野こども教育課長。

○こども教育課長（朝野 繁君） 国の制度の背景ということで、保育所等における虐待等の不適切事案が相次いでいるということで、保護者が不安を抱えることなく安心して保育等を行う、預けられるように、保育所等に通うことができるように整備をするものということで、今のこういう現状に伴った改正であるというふうに思っております。

あと、地域限定保育士でございます。地域限定保育士につきましては、国家戦略特別区域において、今、現行では認められていたものを一般制度化するものでございます。登録した都道府県においてのみ保育士として業務が行うことができ、登録後3年を経過し、一定の勤務経験がある場合には、通常の保育士として当該都道府県等以外でも業務を行うことが可能な資格制度ということになっております。

現状では、兵庫県につきましては、この制度の登録につきましては検討段階ということでございます。以上です。

○議長（池田 宜広君） 12番、谷口功君。

○議員（12番 谷口 功君） 地域限定保育士の、じゃあ、現行の、本来の保育士資格を持っている人と何が一番違うのか。問い方は悪いかもしれませんが、メリット、デメリットっていうのが差があるのでしょうか。

それから、虐待の件ですが、教育長お答えいただけないでしょうか。

○議長（池田 宜広君） 森田教育長。

○教育長（森田 篤志君） 虐待に関しましては、今の家庭とかでは結構事案があるのは事実です。結構と言いましたが、数件ですけども。今、園においてはまだ把握はしておりませんけども、把握といいますか、聞いていない、報告がないので、今のところはないと思っております。ただ、先ほども課長の答弁にもありましたけども、預ける側として、それから、受ける側としても、子供たちの安心、これ、安全をやはり確保するというのもう一番基本的なことではありますので、こういうことに関しまして虐待が起きてはならない。もしあった場合でも、もしあった場合、もしですよ。あった場合でも、それは処分される対象になるというふうな厳しい処置をするべきだというふうに考えております。

○議長（池田 宜広君） 朝野こども教育課長。

○こども教育課長（朝野 繁君） 地域限定保育士が導入される背景ということでございまして、保育人材の確保は全国的な課題ということで、その状況に地方公共団体間に差があるということで、特に不足するおそれが大きい地域において、集中的に保育人材確保に取り組むことができるようにする制度ということで、この制度が導入されるというものでございます。以上です。

○議長（池田 宜広君） 多分ね、課長、これ、保育士との違いって何なのかという質問

だと思う。それではないと思う。今の答弁はちょっと違うと思う。

それと、もう一つは、虐待については、こういうことを記載しなければならない状況にあるということ自体はいかがなものかという質問でもあるように感じます。それを聞いて、どうぞ。

森田教育長。

○教育長（森田 篤志君） 虐待が心配されるという社会状況、その背景には、今いろんな、何ていいますかね、何か家庭的な事情もありますし、それから、人の考え方もありましようけども、つい手を出したとか、しつけだとかいうような名目に置き換えて、暴力的な行為が行われたりだとかするような現状が社会にあるということは非常に憂うべきことであるというふうに思いますし、それはやはり防止していかなくちゃいけないだろう、そのためにも啓発だとかも行いますし、それから、伝えることもします。というように、起きてはならない大変な事案だというふうには私は思っております。

○議長（池田 宜広君） 朝野こども教育課長。

○こども教育課長（朝野 繁君） 地域限定保育士試験についてございますけども、これにつきましては、筆記試験、あと、実技試験によって行うということでございます。ただし、認定の地方公共団体の長が行う一定の要件を満たす講習を修了した者に対しては、その実技試験の全部を免除できるというようなことがあって、簡略化されているという部分があるというものでございます。

あと、登録後3年を経過し、かつ地域限定保育士として一定の勤務経験がある者は、申請により全国の自治体でも働くことができる通常の保育士登録が受けられるというようなメリットがあるということでございます。以上です。

○議長（池田 宜広君） そのほか。ございませんね。

〔質疑なし〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

まず、本案に対し反対者の発言を許可します。

12番、谷口功君。

○議員（12番 谷口 功君） 議案第81号、新温泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について、反対討論を行います。

原則、ゼロ歳から2歳児を受け入れる小規模保育事業について、3歳児から5歳児のみを対象とした小規模保育事業を全国展開できるようになります。営利法人の運営も多く、運営費に用途制限のない小規模事業では、保育の質の低下が懸念されます。また、実技講習を修了することで、実技試験が免除される地域限定保育士制度が一般制度化されます。地域限定保育士試験の判定事務は営利企業に委託できることになり、公的保育の非営利原則を後退させる懸念があります。

以上、反対討論といたします。

○議長（池田 宜広君） 次に、本案に対し賛成者の発言を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） ほかに討論はございませんか。ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） これで討論を終わります。

これから本案を採決いたします。

採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田 宜広君） 起立 12 名であります。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

日程第 8 議案第 82 号

○議長（池田 宜広君） 日程第 8、議案第 82 号、新温泉町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律において児童福祉法が改正され、同法に基づく乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例の制定を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、こども教育課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 朝野こども教育課長。

○こども教育課長（朝野 繁君） それでは、議案第 82 号、新温泉町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について説明をさせていただきます。説明の都合上、審議資料の 46 ページ、タブレットの 47 ページを御覧ください。条例の概要でございます。

1、制定理由は、児童福祉法及び子ども・子育て支援法の改正により、乳児等通園支援事業及び乳児等のための支援給付（こども誰でも通園制度）が令和 8 年度から全国の自治体で実施されます。提案理由と重複しますが、児童福祉法では、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準について、国が定める基準を基に町条例で定める必要があることから、当該条例を新たに制定するものでございます。

2、こども誰でも通園制度の概要の事業の目的は、全ての子供の育ちを応援し、2 行目の全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化することです。対象となる子供は、保育所、認定こども園等に通っていない 0 歳 6 か月から満 3 歳未満の子供でございます。利用可能時間は、月 10 時間を上限としています。実施事業所は、保育所、認定こども園等で基準を満たし、適切に事業が実施できる施設となります。町内では認定こども園が該当します。

49ページを御覧ください。国の資料でございます。制度の概要を示しており、中央の図の下の段の就労要件なしの制度の中の2歳未満を対象としたものに、こども誰でも通園制度が該当していることを示しています。

その下の四角で囲っている中には、児童福祉法と子ども・子育て支援法の法的根拠について記載をしております。

その下の本格実施に向けたスケジュールでは、令和6年度から試験的事業等が行われており、令和8年度から全自治体で実施することとなっております。

50ページからは、利用者向けのリーフレットの一部でございます。51ページには利用法を記載をしております。

現時点では、令和8年度のスタートとしては、ゆめっこ認定こども園から実施をしていきたいと考えております。浜坂認定こども園は大庭認定こども園の休園に伴う園児数の増加への対応がありまして、まずはその対応をしっかり行っていきたいと考えております。また、町内の民間の認定こども園につきましては、現状では職員の体制を整えることができないことから、現段階では実施の予定はございません。

46ページに戻っていただきまして、条例の概要は次の表に記載のとおりで、条文の見出しと主な条文の内容を記載しております。

47ページを御覧ください。左の欄に20と記載のところでございます。第20条の乳児等通園支援事業の区分では、一般型と余裕活用型の2種類がございます。一般型は余裕活用に該当しないもので、余裕活用型は、認定こども園等で施設の利用児童数とその利用定員総数に満たない場合で、当該利用定員総数から利用児童数を除いた数以下の乳幼児を対象として行うものでございます。現段階では、ゆめっこ認定こども園では余裕活用型での実施を検討しているという段階でございます。

第21条、22条は、一般型の設備及び職員の基準でございます。第23条はへき地保育の特例で、本町では該当の事業所はございません。第26条は、余裕活用型の設備及び職員の基準でございます。

48ページを御覧ください。4の施行期日は公布の日で、第23条の規定は、国の基準の関係する条文の施行期日に合わせて、令和8年4月1日から施行とさせていただきます。米印に記載のとおり、本町では令和8年4月1日から事業開始予定でございますが、国の方針に従いまして、認可手続開始までに条例制定の必要があるため、施行期日を公布の日としているところでございます。

なお、今後、こども園と詳細な調整を進めていくこととしておりまして、現段階では一般的な制度説明しかできない状況でございます。先週金曜日、令和7年12月19日に、国から利用料や公定価格等の情報が示されました。今後、それらを確認しながら調整を進めていきたいというふうに考えております。

それでは、議案の条例本文を御覧ください。タブレットの41ページでございます。附則でございます。この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条の規定は、

令和 8 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上です。どうぞよろしくお願いします。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

7 番、澤田俊之君。

○議員（7 番 澤田 俊之君） まず、条例制定ということなんで、当然、条例を制定するということは、町として将来像を描かないといけないものだというふうに考えています。将来像が明示できるのかどうかをお聞きしたいのが、まず 1 点。

次に、この条文の中で、向上させるものとか努めるものとか、そういうすごい抽象的な文言が非常にたくさんあります。その辺はどのように運用するか考えられているか、お聞きします。

それと、第 3 条第 2 項で「町は」という表現をされてます。それからその後に、次の条文の第 4 条の第 3 項、これ「町長は」という表現されてます。本来、条文で「町は」というふうな言葉はあまり使わない。要するに、この条例は町長が施行されるものだというふうに私は理解するんですけども、その辺の意味合い、なぜ言葉の違いを出されているのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（池田 宜広君） 朝野こども教育課長。

○こども教育課長（朝野 繁君） まずは、条例制定の将来像ということでございますけども、制度の目的にもございますとおりで、全ての子供の育ちを応援ということでございます。今現段階では、現行では一時的保育事業も行っているところでございますが、このたびのこども誰でも通園制度につきましては、そのような保護者の方からの立場からの必要性に対応するものではなくて、子供の育ちを応援することが目的ということでございますので、さらなる子育て支援の強化かなと、それを全国展開されるものであるというふうに思っております。

また、条文の中で、向上するとか努めるとか、そういう表現が多いということでございますが、このたびの基準を定める条例につきましては最低基準ということでございますので、ここの基準以上を目指して事業に設備や運営を行っていくというものでございますので、そういう表現になっているというふうに思っております。

あと、第 3 条、第 4 条の「町は」ということや「町長」の部分でございますが、これらにつきましては、国の基準を参考に条例制定を行っておりますので、それらの表現に準じた形というふうに思っております。以上です。

○議長（池田 宜広君） 7 番、澤田俊之君。

○議員（7 番 澤田 俊之君） 条例は抽象的になるものだというふうには理解させていただいてます。ですから、この町の子育てのためにとっては大変大事な条例だとは思っているんですけども、その辺の具体的な、要するに令和 8 年 4 月 1 日施行ということであれば当然、その辺の細部をしっかりと詰めていかないと運営ができないんじゃないかなと。

それで、あえて町ということをお聞きしたのは、責任所在というのが出てこなくなるんですよ、条文として。だから、大体基本的には町長が全部責任を取るというものだというふうに私は理解してたんで、ちょっとその質問をさせていただいております。

それから、あと1点忘れてました。ゆめっこでされるという話なんですけども、これに対する職員数の対応とその辺の問題点とか、その辺のクリアは当然、対応可能な条件の中でやられるということでしょうか。

○議長（池田 宜広君） 朝野こども教育課長。

○こども教育課長（朝野 繁君） 条文につきましては、国の基準を基に制定しているということで御理解をお願いしたいなというふうに思っておりますし、ゆめっこ認定こども園で実施するということが現在考えております。

ただ、先ほども申し上げましたように、国の利用料だったり公定価格については、先週金曜日に示されたところでございます。あと、その中でも、委員の中に自治体の方がおられまして、その中で疑義も、質問ですね、されているところがございます。国においてもそれは整理してまた回答するというような段階でございまして、町はそれらの回答なども確認しながら今後準備を進めていきたいというふうに考えておりますので、現段階ではゆめっこ認定こども園を想定しておりまして、そこで実施できるように、今後、3月までに調整を進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（池田 宜広君） そのほかございませんか。

12番、谷口功君。

○議員（12番 谷口 功君） この新しい制度が実施するということが、イメージが湧かないんですね。月10時間、時間単位で利用できると、一時預かりとはまた違うと、どんな利用の仕方があるのかなという根本的な疑問が湧いてきます。

それから、例えば申込みはどういうふうにするのでしょうか。料金設定はまだ未定だと、今後定まってくんだというふうなことなんですけども、ちょっと需要があるのかなという心配があります。

それから、我が町は4月からゆめっこで実施するということなんですけども、これはどういう規模を想定されてるのでしょうか。職員配置はきちんとできるのでしょうか。

○議長（池田 宜広君） 朝野こども教育課長。

○こども教育課長（朝野 繁君） 制度のイメージがなかなか湧かないということでございます。私たちも今後調整していかないといけないということがたくさんあるというふうに思っております。その段階での条例提案ということで、国のほうではこの基準条例については、遅くとも12月ということでしたので、町としましてもなかなか制度設計が、運営のほうなんですけども、その辺りが最終詰めていない段階での条例提案ということになって、なかなか説明が難しいなというふうに思っていたところでございます。

その1時間単位ということでございますけども、これにつきましても、手引等を見ま

すと、事業所においてどのような運用をしていくかということも決めていかないといけないというふうに思っております。本当に1時間単位でいくのか、2時間なのか、半日なのかというようなあたりも今後は整理をしていかないといけないというふうに思っておりますので、そこも今後詰めていきたいというふうに思っております。

あと、申込みについてでございますけども、国では基本的には、誰でも通園制度の総合支援システムということで、オンライン上で予約ができるシステムを国が導入を予定しております。それらのオンラインサービスで利用申請ができるということで、基本的にはそちらが主になるのかなというふうに思っておりますが、まだちょっと内部でもそのテストができていないということでございますので、それらも令和8年3月に向けて準備をしていきたいというふうに思っております。

あと、料金設定についても、先週の金曜日に国の考え方が示されておりますので、それらを確認しながら今後調整をしていきたいというふうに思っております。

あと、需要についてでございますけども、一時的保育事業がございますので、それらとこのこども誰でも通園制度を比較して、有利なほうを保護者の皆さんは御利用されるのかなというふうに思っております。

あと、規模につきましては、先ほど審議資料を説明させていただく中で、余裕活用型ということで考えております。現段階ということで、それらを今後調整していきたいんですけども、余裕活用型につきましては、基本的には現状受け入れられる人員に余裕がある場合にそこで受けていくということになりますので、この人事等も整理していかないといけないというふうに思っておりますので、その受け入れられる人員についても今後調整をしていきたいというふうに考えております。以上です。（「何も決まっていない」と呼ぶ者あり）

○議長（池田 宜広君） そのほかございませんか。ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

それでは、まず、本案に対し反対者の発言を許します。

12番、谷口功君。

○議員（12番 谷口 功君） では、議案第82号、新温泉町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、反対討論を行います。

こども誰でも通園制度は、生後6か月から満3歳未満の子供が1時間単位で月10時間の利用枠の中で、就労要件を問わず、柔軟に利用できる新たな通園制度だとされています。こども誰でも通園制度施設基準は保育所より低く、保育士は半分の人員配置となります。短時間、日替わり、細切れの保育を公的保育制度の中に持ち込みます。保育士が子供の状態を十分に把握することが難しく、重大な事故のリスクが非常に高い制度だと言われています。子供の育ちをないがしろにし、保育者らに大きな負担を強いることも誰でも通園制度は賛成できません。

以上、反対討論といたします。

○議長（池田 宜広君） 次に、本案に対し賛成者の発言を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） そのほか討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） これで討論を終わります。

これから本案を採決いたします。

採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田 宜広君） 起立 11 名であります。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

日程第 9 議案第 83 号

○議長（池田 宜広君） 日程第 9、議案第 83 号、町道千原岸田線楠谷橋修繕工事請負契約の締結についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、町道千原岸田線楠谷橋修繕工事請負契約を締結するにつき、新温泉町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 22 条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

内容につきまして、建設課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 森田建設課長。

○建設課長（森田 忠浩君） それでは、議案第 83 号、町道千原岸田線楠谷橋修繕工事請負契約の締結について説明いたします。説明の都合上、まず、審議資料の 53 ページ、タブレットでは 54 ページを御覧ください。工事の概要です。

1、事業概要につきましては、町道橋であります楠谷橋におきまして法定点検を実施した結果、桁の腐食、床版断面の欠損、伸縮装置からの漏水などが認められたことから、予防保全の観点により当該箇所の修繕工事を行い、損傷の進行を防ぎ、通行の安全性向上及びライフサイクルコストの縮減を図ることを目的、理由として行う事業です。なお、本事業費の財源につきましては、国の道路メンテナンス事業補助金を活用するものです。

2、主な工事の内容といたしましては、塗装塗り替え工、断面修復工及び伸縮装置取替え工で、それぞれ記載の数量を当初設計で見込んでいます。

3、工事期間は、来年、令和 8 年 3 月 31 日までとしております。

次ページを御覧ください。位置図です。図面中央辺りに丸印と引き出し線で示しておりますのが楠谷橋で、千原区からいわゆる右岸道路へ渡る岸田川に架かる道路橋です。

次ページを御覧ください。関係図面をまとめたものです。左上が岸田川上流側から見た側面図、その下が平面図です。また、右上には左岸側から見た断面図、その下に橋台及び橋脚の正面図を示しています。

次に、52ページ、タブレット53ページに戻っていただきまして、入札公表調書を御覧願います。先月、11月26日に、町内業者13者による指名競争入札を執行いたしました。1回目の入札が最終入札となりまして、入札状況といたしましては、有限会社坂本建材土木の6,374万2,000円が最低入札額となり、これに10%相当額を加算した金額7,011万6,200円で落札されました。

それでは、議案第83号、タブレット42ページをお願いいたします。議決事項といたしまして、1、契約の目的は町道千原岸田線楠谷橋修繕工事、2、契約の方法は指名競争入札、3、契約の金額は7,011万6,200円、4、契約の相手方は、兵庫県美方郡新温泉町丹土664番地の1、有限会社坂本建材土木、代表取締役、坂本幸誠氏です。

説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

10番、河越忠志君。

○議員（10番 河越 忠志君） 近年の土木工事において、工事発注後の変更契約ってというのが何件かありました。その中で、工事中に片側通行等を容認したことによって状況が変わって、そのことによる費用増、それを町が負担するような事案もありました。今回の契約の中でそういったことも、不可抗力のこともありますし、そうでないことも想定できるのではないかなと思うんですけども、契約において、本町が当たり前に負担しなければいけないことは当然ですけども、施工者の管理ミスによって起こるようなことであったり、本来町が負担すべきものでないことについて負担するようなことはあってはならないなと私は感じています。

工期についても一応提示はされていると思いますけれども、工期についても、町の責任とか、あるいは天候による不可抗力とか、そういったものの何らかの延期によって町がマイナスの影響を受けるということはあり得ると思うんですけども、一方的に請負者、これはこの件にかかわらずですけども、そういったものについて責任負担の状況とか、そういったものが契約に盛り込まれるべきであろうと私は考えているんですけども、従前から今回の契約に至るに当たって、その辺りについて工夫されたかどうか、そこら辺を確認させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（池田 宜広君） 森田建設課長。

○建設課長（森田 忠浩君） その点につきましては、特に工夫というか、そういったことは行っておりませんが、ただ、前回もたしか河越議員のほうからそういう御指摘を、七釜橋の契約の件ですね、前回の契約のときにいただきまして、そのことにつきましては課員のほうに指示をいたしまして、適切な管理体制の下で施工していただきますよう

に、業者と打合せをするなどの指示をしているところでございます。ですので、今回につきましても同様のことで、打合せの中でそこら辺をしっかりと確認をしていきたいと思っております。

○議長（池田 宜広君） 10番、河越忠志君。

○議員（10番 河越 忠志君） ぜひこれは、町全体のことでありますし、僅かなことが町を助けたり、マイナスの方向に行ったりということにもなりますので、十分に気をつけて工事の施工を遂行していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（池田 宜広君） 森田建設課長。

○建設課長（森田 忠浩君） ありがとうございます。そのように気をつけたいと思っております。

○議長（池田 宜広君） そのほか。

1番、中村茂君。

○議員（1番 中村 茂君） 私の地域ですので、ちょっとアドバイスというか。この橋ですが、かなり利用があります。照来から出てくるとか、そういうのが、特に鳥取方面なりに向かう車がかなりあります。そういう部分で、通行に支障がないと言ったら変ですけど、多分片側通行かな、そんな形になればありがたいと思いますし、今の工期で収まれば問題ないんですが、工期が延びると完全に農繁期。うちの村は、あの橋を通过对岸の右岸道路側の耕作に行きますから、そういう部分では極力農作業に支障がないような工事の仕方をしてほしいなと。

一方、農作業だけでなく、かなりの通行量がありますから、その辺よく配慮していただいての工事をお願いしたいと思います。以上。

○議長（池田 宜広君） 森田建設課長。

○建設課長（森田 忠浩君） ただいまの御指摘の点、前回の総務産建委員会のほうでも御質問があったところでございます。十分地元と調整しまして、農繁期につきましては課内のこちらの建設課の中でも話しているところでございますので、支障のないようにしたいと思っておりますし、ただ、基本的には片側交互通行を想定しておりますけれども、つり足場とかを設置する際に全面通行止めにさせていただく可能性もあると思っております。その辺りも十分地元との調整をしまして、施工していきたいと思っております。以上です。

○議長（池田 宜広君） そのほかございませんか。ございませんね。

〔質疑なし〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

日程第 10 議案第 84 号

○議長（池田 宜広君） 日程第 10、議案第 84 号、町道二日市久斗線対田橋修繕工事請負契約の締結についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、町道二日市久斗線対田橋修繕工事請負契約を締結するにつき、新温泉町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

内容につきまして、建設課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 森田建設課長。

○建設課長（森田 忠浩君） それでは、議案第 84 号、町道二日市久斗線対田橋修繕工事請負契約の締結について説明いたします。説明の都合上、まず、審議資料の 57 ページ、タブレットは 58 ページを御覧ください。工事の概要です。

1、事業概要につきましては、対田橋におきまして点検を実施した結果、伸縮装置に腐食が認められたことから、予防保全の観点により当該装置の取替え修繕工事を行い、損傷の進行を防ぎ、通行の安全性向上などを図るものです。なお、本事業費の財源につきましても、道路メンテナンス事業補助金を活用いたします。

2、工事の内容は、伸縮装置取替え工、34.4 メートルです。

3、工事期間は、来年 3 月 31 日までとしております。

次ページを御覧ください。位置図です。対田橋は二日市区と対田地区の間を流れる久斗川に架かる道路橋です。

次ページを御覧ください。関係図面をまとめたものです。左上が久斗川上流側から見た側面図、真ん中が橋面の平面図、その下が桁下を真上から透過した図面です。また、右上には左岸側から見た断面、それらの下に橋台及び橋脚の正面図を示しています。

そして、次ページは、伸縮装置取替え工の詳細図になっております。

次に、56 ページ、タブレットは 57 ページに戻っていただきまして、入札公表調書を御覧願います。先月 26 日に、町内業者 13 者による指名競争入札を執行いたしました。1 回目の入札が最終入札となりまして、入札状況といたしましては、2 社が最低制限価格を下回り失格、その他の応札者の中で、株式会社三島組の 5,221 万円が最低入札額となり、これに 10%相当額を加算した金額 5,743 万 1,000 円で落札されました。

それでは、議案第 84 号、タブレット 43 ページをお願いいたします。議決事項といたしまして、1、契約の目的は町道二日市久斗線対田橋修繕工事、2、契約の方法は指

名競争入札、3、契約の金額は5,743万1,000円、4、契約の相手方は、兵庫県美方郡新温泉町用土243番地の1、株式会社三島組、代表取締役、三島秀昭氏です。

説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。ございませんね。

〔質疑なし〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

暫時休憩をいたします。

午前11時01分休憩

午前11時10分再開

○議長（池田 宜広君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程第11 議案第85号

○議長（池田 宜広君） 日程第11、議案第85号、損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、戸籍総合システムリース契約一部解除に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

内容につきまして、町民安全課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 村尾町民安全課長。

○町民安全課長（村尾 国治君） 議案第85号の損害賠償の額の決定について説明をさせていただきます。説明の都合上、審議資料61ページを御覧ください。戸籍総合システムリース契約一部解除に伴う損害賠償金の概要でございます。

1、損害賠償の理由につきましては、自治体情報システムの標準化・共通化への対応について、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律により、全ての自治体において標準準拠システムを利用することが義務づけられ、本町においても期限までにクラウドサービス（デジタル庁が調達するクラウド環境）を活用した標準準拠システムへ移

行できるよう準備を進めてまいりました。戸籍及び戸籍附票業務については、令和８年２月末までに移行が完了する見込みとなったため、現行システムのリース契約を一部解除することとなり、解約金としての損害賠償金が発生するものです。

損害賠償金の額は７６１万６,０５９円でございます。

損害賠償の相手方は但銀リース株式会社でございます。

現行システムのリース契約の内容は、リース物件、サーバー、ソフトウェア、端末ＰＣ、プリンター、周辺機器です。リース期間は、令和５年１月から令和９年１２月までの６０か月となっております。リース料金は、月額３９万９,７３３円の総額２,３４５万８,３８０円です。残りのリース期間は令和８年２月から令和９年１２月までの２３か月で、残りのリース料金は８９万９,２３７円となっております。

損害賠償の額の算出根拠は、令和８年２月末までに標準準拠システムへ移行が完了することで、リース物件のうちサーバー及びソフトウェアのみが不要になるため、当該物件について解約を要し、当該物件に係る残りのリース料金を損害賠償金とするものです。解約するリース物件はサーバー及びソフトウェア、残りのリース期間は２３か月、残りのリース料金は７６１万６,０５９円となり、これが損害賠償の額となります。なお、端末ＰＣ、プリンター、周辺機器は令和８年２月以降も使用するため、リース期間が令和９年１２月まで２３か月、リース料金総額１,３７万６,３２０円、月額５万９,８４０円を支払いしてまいります。

議案に戻っていただきまして、議案第８５号でございます。１の損害賠償の相手方は記載のとおりでございます。２の損害賠償の額は７６１万６,０５９円でございます。

以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

暫時休憩します。

午前１１時１４分休憩

午前１１時１７分再開

○議長（池田 宜広君） 再開いたします。

日程第 1 2 議案第 8 6 号

○議長（池田 宜広君） 日程第 1 2、議案第 8 6 号、令和 7 年度新温泉町一般会計補正予算（第 5 号）についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、令和 7 年度新温泉町一般会計予算に補正の必要が生じたので、御提案を申し上げます。

内容につきまして、休憩中に担当課長が説明を申し上げたとおりであります。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 内容説明につきましては、休憩中に担当課長から受けておりますので、これから質疑に入ります。質疑は、歳出、歳入、総括を一括で行います。質疑はございませんか。

8 番、森田善幸君。

○議員（8 番 森田 善幸君） 予算書でいいますと 2 8 ページ、9 款 1 項 1 目常備消防費、補正額 4 5 0 万 9,000 円で、歳出の概要説明書では 1 2 ページで、説明概要には、1 8 節負担金補助及び交付金は、美方郡広域事務組合（消防本部分）の普通負担金（一般管理費）、特別負担金（常備消防費等）の減と事業費負担金の増という説明があって、差引きで 4 5 0 万円の増というふうに受け取れます。

それで、歳入のほうを見ると、消防債ということで 7 6 0 万円減というのが出ております。これは内容が災害対応特殊救急自動車購入費の事業費確定による減というふうに書かれておりますので、これが特別負担金（常備消防費等）の減というふうになると推定されますが、まず、ちょっとこの災害対応特殊救急自動車というものについて、もし説明が可能であれば、普通の救急車じゃなしに、どういった救急車なのか、ちょっと内容説明をお願いします。

そして、これと事業費の負担金が、これが増加して 4 5 0 万円ということは、少なくとも 1,200 万円ですね。あと、一般管理費の減分もあるんで、それぐらいが増になると、事業費負担金が、ということで、その事業費負担金の増の内容を教えてください。以上です。

○議長（池田 宜広君） 村尾町民安全課長。

○町民安全課長（村尾 国治君） 常備消防費の負担金補助及び交付金の中身で救急車なんですけども、通常、広域消防のほうに配備されてます消防車両、救急車があると思うなんですけども、その更新でありますので、新たにどうというよりも、最新の救急車の導入に係る経費の負担金ということになります。

すみません、事業負担金の中身につきましては、今ちょっと明細を持ち合わせておりませんので、後日報告させていただきたいと思います。（発言する者あり）

すみません、この負担金の中に特別負担金等の減、それから事業負担金の増とありますけども、特別負担金につきましては救急車の購入に係る執行残でありますし、事業負担金につきましては人勤に係る人件費増になります。以上です。

○議長（池田 宜広君） 8 番、森田善幸君。

○議員（8 番 森田 善幸君） 救急車の入札残が結構大きな金額なんで、何かすごい特別な装備をした救急車を発注されて、全体の金額が大きいから入札残が結構あったのかなというふうに思って質問をさせていただきましたけど、その辺り、今置いてある、ただ救急車の更新というふうな理解でいいでしょうか。何か新しい付加設備があって、それが分かれば御説明をお願いします。

○議長（池田 宜広君） 村尾町民安全課長。

○町民安全課長（村尾 国治君） 救急車につきましては、通常の更新の時期になってましたので、その更新でありますので、中身が最新とは思いますが、ただこれが新たにとか、そういったことは特には聞いてはおりません。

○議長（池田 宜広君） いいですか。

そのほかございませんか。

12 番、谷口功君。

○議員（12番 谷口 功君） ごみ処理施設運営費に関連してなんですが、実は私の町内に、ごみ収集業務の変更についてという内容のチラシが回覧されたんです。もうこれは決定事項なんですか。

○議長（池田 宜広君） 村尾町民安全課長。

○町民安全課長（村尾 国治君） 今、先週の17日の水曜日に区長、町内会長会がありまして、その場で、ごみ収集業務について変更になりますよということで、経過報告をさせていただきました。それが多分回覧されてるんじゃないかなと思いますので、決定事項ではありません。今協議を行っているところでありまして、今年度末で決定したいなということだと思っております。

○議長（池田 宜広君） 12 番、谷口功君。

○議員（12番 谷口 功君） 極めて誤解を呼びそうに思いますのでね、きちんと指示をされたほうがいいのではないかと。年度内に決定するということですか。

○議長（池田 宜広君） 村尾町民安全課長。

○町民安全課長（村尾 国治君） はい、年度内に変更点を決定したいと思っております。

○議長（池田 宜広君） そのほかございませんか。ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 26 分休憩

午前 11 時 26 分再開

○議長（池田 宜広君） 再開いたします。

ただいま休憩中に御協議をいただきましたとおり、議案第 87 号から議案第 94 号までの令和 7 年度特別会計 4 会計及び公営企業会計 4 会計の補正予算につきましては、一括上程をし、質疑、討論、採決は会計ごとに行います。

日程第 13 議案第 87 号 から 日程第 20 議案第 94 号

○議長（池田 宜広君） 日程第 13、議案第 87 号、令和 7 年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について、日程第 14、議案第 88 号、令和 7 年度新温泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について、日程第 15、議案第 89 号、令和 7 年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について、日程第 16、議案第 90 号、令和 7 年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第 2 号）について、日程第 17、議案第 91 号、令和 7 年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計補正予算（第 2 号）について、日程第 18、議案第 92 号、令和 7 年度新温泉町水道事業会計補正予算（第 2 号）について、日程第 19、議案第 93 号、令和 7 年度新温泉町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について、日程第 20、議案第 94 号、令和 7 年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第 2 号）についてを一括議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 議案第 87 号、令和 7 年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）についてから議案第 94 号、令和 7 年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第 2 号）についてまでにつきましては、それぞれ補正を行う必要が生じたので、御提案を申し上げます。

内容につきまして、休憩中に担当課長が説明を申し上げたとおりであります。よろしく願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 内容につきましては、休憩中に担当課長から説明を受けておりますので、これから質疑に入ります。

議案第 87 号、令和 7 年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いします。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

議案第 88 号、令和 7 年度新温泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について、これから質疑に入ります。質疑はございますか。ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

議案第 89 号、令和 7 年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

議案第 90 号、令和 7 年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第 2 号）について、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をさ

れました。

議案第 9 1 号、令和 7 年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計補正予算（第 2 号）について、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

議案第 9 2 号、令和 7 年度新温泉町水道事業会計補正予算（第 2 号）について、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

議案第 9 3 号、令和 7 年度新温泉町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

議案第 9 4 号、令和 7 年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第 2 号）について、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

日程第 2 1 議案第 9 5 号

○議長（池田 宜広君） 日程第 2 1、議案第 9 5 号、令和 7 年度新温泉町一般会計補正予算（第 6 号）について、上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、令和 7 年度新温泉町一般会計予算に補正の必要が生じたので、御提案を申し上げます。

内容につきましては、担当課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） それでは、令和 7 年度一般会計補正予算（第 6 号）について御説明いたします。

最初に、ファイル名、経済対策 R 7、1 2 月追加概要を記載されているファイルを御覧いただきたいと思います。資料 2 の予算の規模の項目を御覧いただき、このたびの経済対策の予算額は 3,163 万 9,000 円で、全額、国、県の補正予算に関連する事業となります。具体的には、下の 3、緊急経済対策の概要に記載のとおり、物価高対応子育て応援手当支給事業を実施するもので、18 歳以下の児童を養育する者に対し、対象児童 1 人につき 2 万円を支給するものです。財源は全額国庫補助金となります。

次に、一般会計補正予算（第 6 号）予算書を御覧いただきたいと思います。表紙の次のページを御覧いただきまして、補正額は、歳入歳出それぞれ 3,163 万 9,000 円を追加し、予算総額は 146 億 2,581 万 9,000 円となります。内容は、先ほど説明しました物価高対応子育て応援手当支給事業に係る増額です。

次に、事項別明細書 5 ページ、タブレットでいきますと、10 ページを御覧いただきたいと思います。このたびの補正に関連しまして、給与費明細書を添付しております。今回の補正では、先ほども言いました物価高対応子育て応援手当支給事業に係る職員の時間外勤務手当を増額しておりまして、具体的には、事項別明細書の 7 ページ、2 ページ進んでいただきまして、アの会計年度任用職員以外の職員の部分の給与費の内訳で、時間外勤務手当としまして 9 万 2,000 円を追加しております。次のページの(2)給料及び職員手当等の増減の明細につきましても同様でございます。なお、それ以外の変更はございません。

次に、事項別明細書の 4 ページに戻っていただきまして、歳出を御覧いただきたいと思います。担当課長より説明いたします。

○議長（池田 宜広君） 松本福祉課長。

○福祉課長（松本 晃君） それでは、歳出予算の説明をさせていただきます。

事項別明細書の４ページを御覧ください。３款２項２目の児童措置費におきまして、物価高対応子育て応援手当に係る経費を計上しております。補正額は３,１６３万９,０００円で、内訳は、事務費として職員手当、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、手数料による６３万９,０００円と、物価高対応子育て応援手当の事業費として交付金１,５５０人分の３,１００万円を計上しております。

次に、歳入です。３ページを御覧ください。民生費国庫補助金の物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金として全額国庫補助金を財源とするものでございます。

説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑は、歳出、歳入、総括一括で行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

日程第２２ 議案第９６号

○議長（池田 宜広君） 日程第２２、議案第９６号、教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、委員の任期満了により不在となっている教育委員の任命を必要とするため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により議会の御同意をいただきたく御提案申し上げます。

後任につきましては、上野良剛氏をお願いいたしたく御提案を申し上げます。上野良剛氏は、住所、新温泉町対田８５９番地、昭和４８年５月５日生まれ、現在５２歳であります。北里大学大学院基礎生命科学研究科博士後期課程修了後、平成１７年４月に杏林大学医学部薬理学教室に入職されました。その後、平成２０年４月に比叡山延暦寺三年籠山行に入行され、平成２６年３月、天台宗兵庫教区安養院の住職を拝命されました。また、新温泉町立浜坂東小学校学校運営協議会会長や新温泉町人権啓発指導員を歴任さ

れるなど、人格高潔であり、教育委員として適任であると考え、御提案を申し上げるものであります。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑をお願いします。ございませんね。

13番、小林俊之君。

○議員（13番 小林 俊之君） この方はよく知らないんですけども、対田ですね。対田にはもう1人教員委員がおられますが、地域が偏るということはいかがなものでしょうか。

○議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） それぞれ女性であり、男性であるというふうなこと、それから、それぞれの経歴が全く違います。もう1人の女性の方は保育園の先生をされて、現在、教育委員となっていっちゃいます。今回提案の上野氏はお寺の和尚様というふうなことで、住所とは全く関係ないと考えております。

○議長（池田 宜広君） 13番、小林俊之君。

○議員（13番 小林 俊之君） 教育委員を認定する場合の、今、町長が言われましたように、いろいろな決まり事がありまして、例えば男性ばかりにならないように、女性ばかりにならないようにとか、政党的な部分とか、いろんな部分の決まり事がございます。できましたら、新温泉町広いですので、いろいろな地域のほうから出ていただくというような配慮をすべきだと思うんですけども、いかがでしょうか。職業が違うからだと町長言われましたけれども、そうではなくて、地域から選んでいくというのも大事な視点ではなからうかと思いますが、いかがですか。

○議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 従来から温泉地域、それから浜坂地域という2つの分け方で教育委員をお願いをいたしております。偶然対田という状況になったんですけど、大きな支障はないと考えております。

○議長（池田 宜広君） そのほかございませんか。ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は無記名投票によって行います。

議場の出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（池田 宜広君） ただいまの出席議員数は議長を除く13名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第 3 2 条第 2 項の規定により、立会人に 6 番、岡坂遼太君、7 番、澤田俊之君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（池田 宜広君） 念のため申し上げます。本件について、同意することに賛成の諸君は賛成と、反対の諸君は反対と記載願います。

なお、投票において賛否を表明しない投票、賛否が明らかでない投票は、会議規則第 8 3 条の規定により反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（池田 宜広君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と名前を呼び上げますので、順番に投票願います。

事務局長。

○事務局長（島木 正和君） それでは、申し上げます。

〔事務局長点呼、議員投票〕

.....

1 番	中村	茂君	2 番	寺谷	英一君	3 番	松岡	佑子君
4 番	岡	明彦君	5 番	田村	綱正君	6 番	岡坂	遼太君
7 番	澤田	俊之君	8 番	森田	善幸君	9 番	浜田	直子君
10 番	河越	忠志君	11 番	中井	次郎君	12 番	谷口	功君
13 番	小林	俊之君						

.....

以上です。

○議長（池田 宜広君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。岡坂遼太君、澤田俊之君の開票立会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（池田 宜広君） 投票の結果を報告します。

投票総数 1 3 票、賛成 1 0 票、反対 3 票です。

以上のとおり、賛成 1 0 名であります。よって、本件については、同意することに決定をいたしました。

議場の出入口を開きます。

日程第 2 3 請願第 4 号

○議長（池田 宜広君） 日程第 2 3、請願第 4 号、大庭認定こども園園舎耐震補強・改修の早期整備の請願についてを議題といたします。

請願に対する委員会の審査報告を求めます。

中井民生教育常任委員長。

○民生教育常任委員会委員長（中井 次郎君） それでは、報告をいたします。

本委員会に付された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、新温泉町会議規則第 9 3 条の規定により報告をいたします。

審査事件、請願第 4 号、大庭認定こども園園舎耐震補強・改修の早期整備の請願について、令和 7 年 1 2 月 1 0 日、民生教育常任委員会に付託されました。請願者は、新温泉町中辻 3 5 9 - 1、大庭認定こども園保護者会会長、西二衣奈、外 6 6 7 名であります。

審査の結果についてでございます。令和 7 年第 1 4 2 回新温泉町議会定例会 1 日目、令和 7 年 1 2 月 1 0 日の本会議において、本委員会に付託された事件であります。その後、会期中における審査事件として、令和 7 年 1 2 月 1 7 日の開催の委員会において審査を行ったところでございます。審査の内容に移りますが、審査においては、請願者の中に趣旨を理解していない方が見受けられるとの意見や、今までの経過の中で 6 年後に新たな方向性を示したいとした方針を踏まえ、賛同したとの意見が出されました。審査の後、当委員会は本請願の趣旨を妥当と認め、全会一致で採択すべきものとなりました。以上です。

○議長（池田 宜広君） 委員長の報告は終わりました。

審査報告に対する質疑がございましたらお願いをいたします。

7 番、澤田俊之君。

○議員（7 番 澤田 俊之君） この請願についてであります。定例会 1 日目、紹介議員に対しまして、私は紹介議員の説明の中で、令和 7 年 9 月に出された請願または要望書と同じ内容のものですというふうな回答を得ました。本来、署名活動は、目的が 1 回出されれば、その時点で署名活動の本来の目的は達するものだというふうに私は理解しますし、また、その行為の以後の、またその署名活動を使用する場合に関しましては、改めて皆さんに対して了解を得て提出すべきもの。ですから、議会として、委員会としてその辺を、基本的に書類の受理はあくまで書類が整えば受理しないといけない。そういう中で、委員会として結論を出す前に、本来の手續のものに関するそういう審査は行われたのでしょうか、お聞きします。

○議長（池田 宜広君） 中井委員長。

○民生教育常任委員会委員長（中井 次郎君） そのような審査は行っておりません。

○議長（池田 宜広君） 7 番、澤田俊之君。

○議員（7 番 澤田 俊之君） それでは、そういう署名活動は本議会では認めるという前例になるというふうな考え方は委員長はお持ちではなかったのでしょうか。

○議長（池田 宜広君） 中井委員長。

○民生教育常任委員会委員長（中井 次郎君） 集め方のことについても出ておりませんので、審査をしておりませんので、これが慣例になるとは考えておりません。以上です。

○議長（池田 宜広君） そのほかございませんか。ございませんね。

〔質疑なし〕

○議長（池田 宜広君） 中井委員長、御苦労さまでした。

○民生教育常任委員会委員長（中井 次郎君） ありがとうございます。（「休憩していただけますか」と呼ぶ者あり）

○議長（池田 宜広君） 暫時休憩します。

午前 11 時 57 分休憩

午前 11 時 58 分再開

○議長（池田 宜広君） 再開いたします。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。この請願に対する委員長の報告は、採択です。

この請願を委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、この請願は、委員長の報告のとおり採択することに決定をいたしました。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 59 分休憩

午前 11 時 59 分再開

○議長（池田 宜広君） 再開いたします。

日程第 24 意見書案第 3 号

○議長（池田 宜広君） 日程第 24、意見書案第 3 号、J R ローカル線の維持に向けた国の積極的関与と支援措置を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本件に対する提出者の趣旨説明を求めます。

8 番、森田善幸君。

○議員（8 番 森田 善幸君） それでは、J R ローカル線の維持に向けた国の積極的関

与と支援措置を求める意見書の提出について説明いたします。

タブレットに意見書案第3号という資料がございますので、お開きください。朗読をもって説明と代えさせていただきます。

別紙「JRローカル線の維持に向けた国の積極的関与と支援措置を求める意見書」を新温泉町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。令和7年12月22日提出でございます。新温泉町議会議長、池田宜広殿。提出者は、私、新温泉町議会議員、森田善幸。賛成者は、新温泉町議会議員、澤田俊之氏、同じく、新温泉町議会議員、中井次郎氏であります。

それでは、JRローカル線の維持に向けた国の積極的関与と支援措置を求める意見書（案）を朗読いたします。

JR会社が担う全国的な鉄道ネットワークは、ユニバーサルサービスとしての役割を担い、各社の経営状況にかかわらず、全国で公平かつ安定的に確保されるべき極めて重要な交通インフラであります。

しかしながら、近年の人口減少や少子高齢化、地方の過疎化など、社会情勢の変化に伴い、特定のJR会社では経営の効率化を迫られる中、利用の少ないローカル線の維持と持続可能性の両立が大きな課題となっております。

山陰本線（竹野駅～香住駅～浜坂駅～岩美駅）区間などでは、特急列車の停車駅にもかかわらず、依然としてICOCA等のIC乗車券に対応していない駅が存在し、地域住民や観光客から早期対応を求める声が上がっております。地域間の利便性格差を解消し、利用促進を図る観点からも、JR各社と自治体の連携が図られるよう、国の積極的な支援と関与が不可欠であります。

地方創生を実現させ、災害に強い鉄道ネットワークを将来にわたって維持することは国の責務であり、鉄道の在り方は、自治体や鉄道事業者任せにするのではなく、国が責任を持って取り組む必要があります。

については、JRローカル線の維持に向け、国による積極的な関与と必要な支援措置について、次の事項に関し特段の対応を講じられるよう強く要望するものであります。

1、広く国民にユニバーサルサービスとして提供する社会基盤となる鉄道ネットワークのあるべき姿を明らかにすること。その上で、利用が少なくても国土の均衡ある発展に必要な路線については、JR各社の経営状況にかかわらず、国の責務で維持すること。

2、JRローカル線については、安易な減便を行わないよう指導するとともに、鉄道事業者によるICOCA等のIC乗車券対応の促進を含むキャッシュレス化の導入や駅設備の改良など、利便性向上の取組を支援すること。また、これらの取組を通じて利用者の増加や地方創生が進むよう、国による財政的・技術的支援制度を創設すること。

3、経営の効率化や災害等を契機に、鉄道事業者側の一方的事情で、安易に存廃や再構築議論を行わないよう、自治体の意向を十分に尊重した上で制度運用することを、国の責任においてJR各社に対し厳格に指導すること。

4、令和5年の法改正以降、JRローカル線の再構築の取組が全国的に進められている中、地方から様々な意見が出ている状況を踏まえ、国により再構築の議論の深化を図るために開催された「鉄道事業者と地域の協働による地域モビリティの刷新に関する検討会（第2期）」では、地方の意見を十分に聞き、現状に合った必要な見直しを行うとともに、一部の自治体のみが負担を強いられることがないように、公平な制度構築を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和7年12月22日。
衆議院議長、額賀福志郎様、参議院議長、関口昌一様、内閣総理大臣、高市早苗様、内閣官房長官、木原稔様、総務大臣、林芳正様、財務大臣、片山さつき様、経済産業大臣、赤澤亮正様、国土交通大臣、金子恭之様。兵庫県新温泉町議会議長、池田宜広でございます。

なお、読み方の誤りがありました場合は御容赦をお願いいたします。以上であります。

○議長（池田 宜広君） 提出者の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） それでは、御苦労さまでした。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。別紙意見書案を原案のとおり決定し、国会及び政府関係機関に提出することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決することとし、別紙意見書を国会及び政府関係機関に提出することに決定をいたしました。

お諮りいたします。ただいま採択をされました意見書第3号について、字句等の訂正を要する場合は、議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、字句等の整理を要する場合は、議長において処理をすることに決定をいたしました。

日程第25 議員派遣について

○議長（池田 宜広君） 日程第25、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣につきましては、お手元に配付しました5件に派遣することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣につきましては、お手

元に配付しましたとおりに決定にすることにいたしました。

日程第 2 6 委員会の閉会中における所管事務調査の申出について

○議長（池田 宜広君） 日程第 2 6、委員会の閉会中における所管事務調査の申出についてを議題といたします。

お諮りをいたします。各常任委員会及び議会運営委員会から別紙のとおり、閉会中における所管事務調査の申出が出されておりますので、これを承認したいと思います、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、申出のとおり承認することに決定をいたしました。

○議長（池田 宜広君） お諮りをいたします。今期定例会の会議に付されました事件は全て議了いたしました。よって、会議規則第 7 条の規定により、本日をもって閉会したいと思います、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日をもって閉会することに決定をいたしました。

第 1 4 2 回新温泉町議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る令和 7 年 1 2 月 1 0 日の開会以来から会期末となる本日まで、契約、人事、条例の改正、令和 7 年度一般会計補正予算など重要な案件について審議をしまいいりました。審議に当たりましては、議員各位の極めて熱心な御審議により、それぞれ適切妥当な結論を得られたものであり、その御精励に対し、深く敬意を表します。また、町長をはじめ、執行部の皆さんにおかれましては、誠意を尽くした説明をいただきました。審議の過程での意見並びに提言を十分に尊重され、今後の町政運営に十分反映されますよう強く望むものであります。

結びに、議員各位並びに町当局におかれましては、町政進展のため御努力を賜りますよう御祈念を申し上げ、閉会の挨拶といたします。

町長挨拶。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 令和 7 年 1 2 月定例会の閉会に当たり、お礼の御挨拶を申し上げます。

今期定例会におきましては、私どもの提案させていただきました議案について、慎重審議の上、御議決を賜り、厚くお礼を申し上げます。

歳末御多忙の折、寒さも一層加わってまいります。議員各位におかれましては、御自愛の上、町政のさらなる進展に向け、一層の御支援、御協力を賜りますようお願いを申

し上げます。よい年をお迎えられますよう心から念じ、お礼の御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（池田 宜広君） 以上をもって本日の会議を閉じます。

第142回新温泉町議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後0時12分閉会
